

## 令和6年第6回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年6月3日（月曜日） 14時00分～15時13分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2小野 隆壽 3高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟 6番 伊藤 文士  
7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝  
12番 三又 勝弘 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸  
17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯8区 永田 不二男 佐伯10区 田村正信  
弥生1区 一瀬 雄二郎 蒲江2区 塩月 邦彦

事務局：事務局長 市樂 栄作 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子 主事 小野 颯月

農政課：副主幹 矢野 允彦

### 議事日程

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

③農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について（農業委員会）

(事務局)

総括主幹であります岡田の方が、体調をちょっと崩しまして、ちょっと長期で休暇を取るようになりました。

皆様方にはいろんな形でまたご迷惑をおかけするかもしれませんが。

ご協力方よろしくお願いいたします。

以上です。

大変お待たせいたしました。

定刻を過ぎましたが、ただいまより、令和6年第6回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、13番、山田裕也委員でございます。

なお、5番、小野美智子委員は少し遅れて来る予定になっております。

農業委員17名中、本日ただいまの会議の出席者は15名でございます。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせ申し上げます。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。皆さんご苦労様です。

第6回の農業委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

いよいよ6月に入りましたけども、農作業の方もですね急に暑くなって、大変な思いをしておりますけども、熱中症にならないように気をつけていただきたいなというふうに思っており、そしてまた5月16日に野々河内の方で遊休農地対策として、ひまわりの種をまきましたけども。

多くの方に参加をいただきましてありがとうございます。

私はですね、当日は突風の関係でですね、水稻の苗の対応シートがはがれてですね大変な思いをして、結局苗がちょっと駄目になったというようなことでまたやり直しをしたというようなこともございました。

そういうことでひまわりの方には行けなくて申し訳なく思っております。

そしてまた、5月29日には営農型太陽光の現地視察ということで本当にご苦労さまでした。

私は全国農業委員会の会長大会が、東京で文京シビックホールでございましてそれに参加したためにそちらの方も現地調査に、欠席という大変申し訳ないなというふうに思っているところでございます。

この東京の全国大会の方はですね、全部で会長それから事務局長、合わせて、1790名が参加をいたしました。

大分県からは3、参加しておりますけども、29日の日に大分県の国会議員の方々と意見交換会がございまして、県下から皆さん方が、意見を要望とかそういうのをを出していただいたものをまとめて、国会議員の皆さんに要望書として提出をしております。

今回私、大分県の農業委員会の組織の中で管理をしておりまして、その総会の幹事をその前の時にですね、実施した際にいつも国会議員の皆さんに意見や要望書を出すんですけども、これどのく

らい回答が来てるのかなあということで農業委員会の方に、農業会議の方に問い合わせたら、全くないんですよというふうなことで、今回はそれを絶対に許すなど、しっかりと回答いただけるように、事務局の方から徹底して欲しいというふうな要望をいたしたところであります。

ですから来年には今年か今年には何らかの回答が出てくるのかなというふうに思っております。

ちょうど 30 日の日に食料農業農村基本法が参議院で可決成立いたしました。

そのことも 29 日かな、30 日か、その日に成立したという報告を受けました。

これに向けてですねこの農業、食料農業農村基本政策の具体化に向けた政策提案というものが、この農業会議体全国大会の中で、政策提案という形で決議をしたところでありまして、地域の農地を生かし、持続可能な農業農村をつくる全国運動を推進するための申し合わせの決議とかですね。

情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議とか、こういったものが全国大会で承認された提案されたものが承認されたところであります。

国会議員の話ですと、この食料農業農村基本法は可決成立したんですけども、これからが、詳細に向けて、議員もしっかりと中身について今からやって、皆さんと一緒に決めて決議していくんだというふうなことが、話の中で出ておりました。

皆さんにこのすべてを見せればいいんですけどなかなか厚い資料ですから、なかなか皆さん見せることはできませんけども。

必要があれば、事務局にも置いておりますので、ご覧になっていただければというふうに思っております。

今日はですね、3・4 条 5 条を割と件数としては少なめですが、いろいろとまだたくさん、報告事項等もありますのでね、しっかりと議論をしていただければというふうに思っております。

簡単ですけど、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます、いただきますよろしくお願い致します。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

これより先は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となりますので会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

それではしばらくの間、議事進行を行いたいと思います。

それでは農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、7 番、竹中裕子委員、8 番山田美之委員にお願いします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明させていただきたいと思います。

議案書の 2 ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第 15 号農地法第三条の規定による許可

申請についての件数は6件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、4754 m<sup>2</sup>です。

議案第16号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1563 m<sup>2</sup>です。

議案第17号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は3件で、すいません。

繰り返します議案第17号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1755 m<sup>2</sup>です。

議案第15号、第16号、第17号に関する合計件数は12件。

合計面積は田が3308 m<sup>2</sup>、畑が4764平方メートルで、総合計面積は8072平方メートルでございます。

一部修正がございます。

議案第15号農地法第三条による申請につきましては6件と申し上げましたけども、1件取り下げがございましたので5件に変更になります。

その関係で合計件数も12件と申し上げましたけども、11件に変更となりますようしく願ひいたします。

以上の通りですので、慎重審議のほどよろしく願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局から件数及び面積総括の説明がございました。

先ほど修正のを件につきましては件数だけですね、面積については変更済みということで、件数だけが、修正ができてなかったようでございます。

いいですかそれで違う。

はい。そういうことでございます。

はい。それでは質問等ございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第10号、農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの三条の一番について、事務局の説明の後、田村推進委員さんの意見を願ひいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は野菜や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は95.74アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして田村推進委員さんお願いします。

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもって、お願いいたします。

はいなしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の2番について事務局の説明の後、田村推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は113.27アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして田村推進委員さんお願いします。

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の3番について事務局の説明の後、飛高委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのこと。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 10.57 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして飛高委員さんお願いします。

(飛高委員)

問題ないと思います。はい。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条 4 番についてです。

田原委員は申請者、山田美之委員は申請者の代理人となっておりますので、佐伯市農業委員会会議規則第十条の規定により、当該案件の審議が終了するまで、退席をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは三条の 4 番について、事務局の説明の後、藤原推進委員さん本日欠席でございますので、事務局の方で合わせて意見もお願いしたいと思います。

(事務局)

住宅地図の冊子 4 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地や農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行う予定とのことです。

農地取得後は水稻を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 13.43 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは 3 条 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

田原委員及び山田美之委員はお席にお戻りください。

はい。続きまして、三条の 5 番について、事務局の説明の後、塩月推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。住宅地の冊子 5 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 1.4 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして塩月推進委員さんお願いします。

(塩月推進委員)

特に問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の6番。

そうかごめんなさい。すいません。

なかったよねこれ。

以上で農地法第三条に関する5件の審議を終わります。

はい。どうぞ。

はい。局長。

(局長)

はい。

すいません先ほど数値の方は変更しておるという認識でございましたが先ほどご指摘いただきました通り、数値のほうも変更をしておりますでした大変申し訳ございませんで。

議案第15号の第三条の合計が4754が4703ですべての合計をした時点の畑の面積が4764が4713。

合計、合計面積が8072が8021でございます。

大変申しわけございませんでした。

(会長)

はい。それではですね議案第16号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの四条の一番について、事務局の説明後、永田推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。四条の一番についてご説明いたします。

お配りしている地図の6ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は、隣接地の道路と同じ高さにかさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後はクリを作付する計画です。

なお、申請地に隣接する畑の一部には、すでに土砂が搬入されていますが、後日搬入業者により撤去予定では、今月、6月中に撤去されることを申し添えます。

申請地では0.5メートルのかさ上げを行います。隣接に高さを合わせて盛土行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1、完了（イ）第二種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして永田推進委員さんお願いします。

（永田推進委員）

特に問題ありません。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして四条の2番及び3番につきまして、転用の目的が里道の拡張であり、申請地が隣接しているため、一括して審議いたします。

事務局の説明後、小里推進委員さんは欠席ですね。

はい。

従って事務局の説明の後に推進委員さんの意見も併せて、お願いいたします。

（事務局）

はい。

4条2番と4条3番について申請地はお互い隣接しており、事業目的も同一のため、一括させて一括して説明をさせていただきます。

お配りしている地図の7ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。

里道拡張用地の用途による申請です。

申請地に隣接する里道の道幅は狭く、たびたび脱輪する車両があるため、里道と里道の高さと同じに造成し、道路として活用する計画です。

また、車両通行予定路線以外で隣接する河川側には、景観樹木の植栽を計画予定です。

申請地では、堤防敷河川敷地との境界を明確にし、0.7メートル、0.4メートルの盛土を行います。が、里道と同じ高さに合わせるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条2番及び3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の2番及び3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する3件の審議を終わります。

続きまして、議案第17号、農地法第五条の規定による許可申請について議案審議いたします。

議案書6ページの五条の一番について、事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の8ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、準工業地域の第三種農地の畑です。

事務所及び駐車場としての用途による申請です。

譲り受け人の現在の事務所は、同じ建物を二階と1回に分けて、グループ企業の土木会社と共同利用していますが、各社ともに、従業員数から現在の事務所では手狭となっている状況です。

そのため、今回の申請地に譲受人の事務所新社屋を建築し、現在の事務所をグループ企業の土木会社が利用する計画です。

申請地では、鉄骨づくり2階建て、建築面積336平方メートルの事務所1棟を建築し、従業員用等の駐車場に21台分を設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理、生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は既設側溝に放流します。

なお、雨水は自然浸透します、水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1、エの両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転

用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

はい。続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の2番について、事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の9ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人は結婚して、家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお申請地の一部には、農業用の物置が設置されております。

申請地では、木造二階建て、建築面積91.91平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は、盛土を行います。土どめ工事、隣地境界に、ブロック設置を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また汚水処理生活排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について事務局の説明の後、そうですね本日担当推進委員が欠席のため、事務局よりの説明と、推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。五条の3番についてご説明いたします。

地図の10ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の畑です。

事務所及び倉庫としての用途による申請です。

譲受人は個人事業の事業主として、リフォーム業を営んでおり、現在の事務所は仮事務所として社宅の1室を借りて業務を行っていますが、社宅であるため、事務所に適さないため、今回事務所を、申請地に新築する計画です。

なお、申請地の進入口付近は、農作業用の駐車スペースのため砂利が一部敷かれている状況です。

申請地では、隣接する宅地と合わせた敷地に木造平屋建て建築面積64.54㎡の事務所1棟と、軽量鉄骨造り平屋建て、建築面積34.03平方メートルの倉庫1棟を建築し、駐車場2台分を設けます。

造成工事は切戸盛土はなく、駐車場はアスファルト舗装、隣地境界には隣接地の既存擁壁があるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理及び生活排水は、公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

事務局からの説明と、そして担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは、五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第五条に関する3件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第15号農地法第三条の5件につきましては許可したいと思います。

議案第16号、農地法第4条の3件につきましては、許可したいと思います。

議案第17号、農地法第五条の3件につきましても、許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

それでは1について、事務局の説明の後、亀山推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願1の説明をいたします。

申請地の調査は5月16日に担当区の亀山推進委員と事務局二名で実施いたしました。

申請地は、佐伯市大字守後の一筆です。

申請地の土地の所在表示。

申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和61年に、隣接地に282番地1に住宅を新築し、その住宅の敷地の一部と駐車場として利用し、20年以上が経過しております。

現状はスクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば、困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5。

に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして亀山推進委員さんお願いします。

来てない。

事務局の方で、亀山推進委員さんの意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは1について、これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは1について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、非農地証明願に関する1件の審議を終わります。

それでは、ここで一旦休憩といたします。

再開を、そうですね。

50分、14時50分をお願いしたいと思います。

はい。全員そろってるようでございますので、再開前に事務局長の方から、ちょっと先ほどの件について説明がございます。

(局長)

はい。

大変申し訳ございません再三のお詫びになってしまいますけども先ほどの三条の件数の件、面積の件、事務局の不手際で大変申し訳ございませんでした。

それからもう1件ですねもう、三条の6の案件につきましては、取り下げになっております。

ちょっと職員間の中で、事務連絡がうまくいっておりませんで、取り下げの場合は取り下げの説明が必要であったという部分がちょっと抜けておりまして大変申し訳ございません。

ちょっと前後するんですけどもただいまより説明だけ、追加させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい。

今回の三条の6についてですが、譲受人がなくなったことによってですねちょっと三条のやりとりができなくなったため、今回取り下げということところと、一応取り下げの。

申請もいただいてですね、取り下げを正式にしていますので。

はい。ご了承ください。

すいません。

(局長)

大変申し訳ございませんでした時間より、十分審査を行って参ります。

ありがとうございました。

(会長)

はい。それでは再開いたします。

その他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願いします。すいません。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和6年8月1日開始日の開始分の26件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの。

新規で登記地目田4筆、2652平米。

登記地目畑2筆179平米。

契約更新で新規地目田一筆950平米。

契約期間6年のもの、新規で登記地目、田、一筆、1508平米。

更新で登記地目田10筆1万4049平米。

契約期間10年のもの、更新で登記地目田、一筆、513平米。

契約期間20年のもの。

更新で、登記地目畑7筆、3695平米。

以上合計26筆、面積が2万3546平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。どうぞ。

飛高委員。

(飛高委員)

ちょっと教えてもらいたいんですけど、6ページの9。近藤さんっていう方が栽培するんだと思うんですけど。

この人はもともと鶴見人ですか。

(農政課)

鶴見の方と思います。

(飛高委員)

初めてだろうかな。鶴見。

(農政課)

中間管理機構を通じては多分初めてと思います。

(飛高委員)

作ってないのかな。初めて作るのかな。聞かなよかったの。

(農政課)

初めてになると思います。

(会長)

いいですかはい。ほかにございませんか。

はい。ないようですので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

続きましてその他の項目の③農用地利用集積等促進計画案の所有権移転についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

ちょっとバラバラになって見にくくなってちょっと申し訳ないんですけども。

こちらの集積案についてが今まで集積促進計画で所有権移転を行ってた分で、これがもう今回から佐伯市の方での報告でなくなって、県での報告となりましたので、今回、薄い方のちょっと冊子で上げさせていただいてます。

こちらについてですが、集積計画でやっていた時のような考え方で思っただけだと思います。

はい。ページを開いていただいて、今回ですね、所有権移転の筆数が3筆で、田が2筆、畑が1筆の計3筆となっております。

下の方をご覧ください、今回2件で譲り渡し人から、受け人が公社の分が2件となっております。

総計面積は田2筆の5988平米。

畑1筆、1201平米で計算率の7189平米となっております。

以上でご審議をお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

飛高委員。

（事務局）

そうですね。

なんかあとやる予定っていうか、こういうことやるからここ。

そうですね。はい。

まずですね、上の第1の方がですね、花の関係で、今回買うようになってます。

二つ目が委員さんが買われて、現在のハウスでニラとかアスパラとか続けていくような形となっております。

（会長）

いいですか。はい。はい。

他にございませんか。はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

（副会長）

以上をもちまして令和6年第6回佐伯市農業委員会を終わりたいと思います。

皆様お疲れ様でした。

（15時13分閉会）